

## 第9章 文化財の保存・活用の推進体制

### 1 秩父市の体制

本市の文化財の保存・活用の推進体制は表9-1のとおりである。庁内の連携を図りながら、国や埼玉県ちちぶの指導を仰ぎ、文化財所有者や関係団体等地域住民との協働で取り組んでいる。また、秩父地域1市4町の協力体制も整っている。

表9-1 文化財の保存・活用の体制

秩父市
教育委員会事務局 文化財保護課 ・業務内容 文化財の保存活用に関する事業 ・職員5名（埋蔵文化財の専門職員3名、学芸員1名、事務職員1名） 市長室 地域政策課 ・業務内容 総合的施策の企画及び調整に関する事業 総務部 危機管理課 ・業務内容 危機管理及び市民の安全に関する事業 環境部 森づくり課 ・業務内容 林業及び森林管理に関する事業 市民部 生涯学習課・公民館 ・業務内容 生涯学習の推進及び青少年健全育成に関する事業 産業観光部 観光課 ・業務内容 観光振興及び観光施設に関する事業 地域整備部 都市計画課 ・業務内容 都市計画・都市緑化及び都市公園に関する事業 地域整備部 各道路関係課 ・業務内容 道路、河川その他の土木に関する事業 よしだ 吉田総合支所 地域振興課 ・業務内容 吉田地区の地域振興及び所管施設の管理に関する事業 おおたき 大滝総合支所 地域振興課 ・業務内容 大滝地区の地域振興及び所管施設の管理に関する事業 あらかわ 荒川総合支所 地域振興課 ・業務内容 荒川地区の地域振興及び所管施設の管理に関する事業 市立各小・中学校
関係機関
うらやま 浦山歴史民俗資料館、荒川歴史民俗資料館、大滝歴史民俗資料館、武甲山資料館 ・業務内容 各地区の民俗資料、考古資料、歴史資料等の保存と活用 秩父図書館 ・業務内容 歴史資料等の整理・保存、参考図書の提供

<p>秩父まつり会館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容 秩父祭等に関する資料の収集、保管及び展示</li> </ul> <p>ちちぶ銘仙館<sup>めいせん</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容 秩父織物、銘仙等に関する民俗学上の貴重な資料の収集、保管及び展示、伝統的技術の継承</li> </ul> <p>龍勢会館<sup>りゅうせい</sup>・秩父事件資料館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容 龍勢まつり等に関する民俗学上貴重な資料を収集、保管及び展示 井上伝蔵関係資料の展示や秩父事件を題材にした映画『草の乱』の撮影時の衣装・小道具の展示</li> </ul> <p>石間交流学習館<sup>いさま</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容 農山村の生活体験交流及び郷土文化や歴史等の学習、秩父事件資料の展示</li> </ul>
<p><b>秩父市文化財保護審議委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議事項 文化財の指定及び解除 指定文化財の修理復旧または滅失損傷防止の措置 指定文化財の現状変更の許可及び環境保全のための必要な施設の勧告 指定文化財の買取り、補助及び助成</li> <li>・委員構成 学識経験者 18 人以内で組織 各専門分野 民俗（5名） 歴史・古文書（3名） 考古（1名） 地質・植物（4名） 建造物（2名）</li> </ul>
<p><b>秩父市文化財調査会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容 文化財の調査、保存・活用及び研究</li> <li>・構成団体 秩父市文化財保護審議委員会、文化財保存団体</li> </ul>
<p><b>その他民間団体等</b></p> <p>一般社団法人 秩父地域おもてなし観光公社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容 観光ガイド（秩父案内人倶楽部）の運営、秩父まるごとジオパークの推進、地域ブランドの確立と特産品の販売促進</li> </ul> <p>一般社団法人 秩父観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容 秩父市の観光振興及び観光情報館の運営</li> </ul> <p>NPO 法人 秩父まるごと博物館</p> <p>各地区内で構成する文化財保存団体（祭り、民俗芸能、史跡、天然記念物等）</p> <p>各研究団体</p> <p>各町内会・青少年育成会・こども会</p> <p>埼玉建築士会秩父支部</p>
<p><b>埼玉県や域外の関係機関等との連携</b></p> <p>文化庁</p> <p>埼玉県教育局市町村支援部文化資源課、埼玉県立歴史と民俗の博物館</p> <p>埼玉県立自然の博物館、埼玉県立さきたま史跡の博物館、埼玉県立川の博物館</p> <p>埼玉県立嵐山史跡<sup>らんざん</sup>の博物館、埼玉県立近代美術館、埼玉県立文書館</p> <p>秩父警察署・小鹿野警察署<sup>おかの</sup>、秩父消防本部</p> <p>横瀬町<sup>よこぜ</sup>・皆野町<sup>みなの</sup>・長瀨町<sup>ながとろ</sup>・小鹿野町、秩父地区文化財保護協会</p>

## 2 体制整備の方針

本市をはじめとする行政機関だけで文化財を保存・活用していくことは難しく、地域の力を集結して文化財の総合的な保存・活用を推進する取り組みが不可欠であり、それが住民自らの「まちづくり」へつながることとなる。

それには、住民一人ひとりの文化財に対する理解を深め、分野や世代を超えてより強く連携し、継続的に事業展開していく必要がある。

また、秩父地域の1市4町の文化財は関連しているものが多く、現在も連携して保存・活用しているが、いっそうの相互連携を図っていきたい。

今後は、現在の体制を充実させるとともに、本計画の実施や変更を協議する組織を設置して、文化財の保存・活用を推進していく。



図 9-1 今後設置予定の協議組織イメージ図